

平成 29 年度瑞穂市障害者自立支援協議会

第 2 回全体会

- 開催年月日 平成 30 年 2 月 21 日 (水) 総合センター 5 階 第 4 会議室
- 開 会 10 時 00 分 / 閉会 12 時 00 分
- 出席委員 青山 惇子 ・ 曾我 美穂 ・ 安藤 邦章 ・ 田宮 康弘 ・
加藤 央 ・ 玄 景華 ・ 武内 由美 ・ 園田 美樹 ・
林 善太郎 ・ 村井 寛人 ・ 牛丸 真児 ・ 関谷 充 ・
松久 里恵 ・ 不破 明美 14 名
- 欠席委員 森 稚加子 ・ 国枝 武俊 ・ 勝川 真妃 ・ 松野 守男 ・
森 敏幸 5 名
(欠員 1 名)
- 瑞穂市障害者自立支援協議会事務局 出席者
福祉部長 森 和之 ・ 福祉生活課長 佐藤 雅人 ・
課長補佐 庄司 洋 ・ 主任 長屋 貴彦 4 名

【議 題】

1. 市の障がい福祉に係る状況について
 - ①瑞穂市障がい者総合支援プランの策定について
※パブリックコメントの実施結果
 - ②瑞穂市障害福祉計画 (第 4 期計画) の実績値の報告について
 - ③手話奉仕員養成講座について
※本巢市・山県市・北方町との合同開催
 - ④第 4 6 回耳の日フェスティバルの開催について
 - ⑤市内の福祉事業所等について
2. 平成 29 年度の協議会について
 - ・全体会
 - ・各部会について
 - くらし部会 (田宮 部会長)
 - 相談支援部会 (牛丸 部会長)
 - こども部会 (武内 部会長)
3. その他

会議の内容（要点）

事務局 定刻となりましたので、これより平成 29 年度瑞穂市自立支援協議会第 2 回全体会を開会いたします。本日の会議は、委員定数 20 名中、14 名の出席で過半数以上となりますので、瑞穂市附属機関設置条例第 8 条の規定に基づき本協議会は成立いたします。

会長 おはようございます。今日は全体会の 2 回目であるとともに、私ども 1 期 2 年任期の最後の会になります。例年ですと 3 月、年度末にこの全体会を開催することが多いのですが、「瑞穂市障がい者総合支援プラン」を各委員のみなさん方にお諮りしたいということでこの 2 月の開催になりました。今日は闊達なご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

福祉部長 皆様おはようございます。福祉部長の森でございます。皆様には日ごろから障がい者福祉に関しまして格別なご理解をいただいております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。今日は第 2 回となります自立支援協議会の全体会ということでお世話になりましてありがとうございます。今年度福祉部ではこの障害者計画、障害福祉計画さらに障害児福祉計画という 3 つの計画を一つにした障がい者総合プランについて今日またお世話になるということになりますが、パブリックコメントを行いまして大詰めの段階に来ておりますので今日もそのあたりのご審議をよろしくお願いしたいということになります。また老人福祉計画も策定中でこちらについては高齢者いきいきプランという名称で今パブリックコメントが終わったという段階です。さらに健康推進課の方では健康増進計画の中間評価というのを取りまとめています。それからもう 1 つ、全部の方に関わるのですが、人権の指針というのも現在策定中で、これらの策定を今年度終えて、来年度から進めていきたいと思っております。今日は本当に皆様方にご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 <<資料確認>>

議事に移らせていただきます。これからの議事進行は瑞穂市附属機関設置条例第 7 条第 3 項に従いまして会長である玄委員に議長をお願いすることになります。よろしくお願い致します。

会長 それではご指名いただきましたので本協議会の議長を務めさせていただきます。協議会の進行になにとぞご協力をお願いします。まず、本協議会の会議録について

て審議をしたいと思いますので事務局より説明をお願いします。

事務局 会議録の作成方法や確認方法につきましては、前回と同様とさせていただきたいと思います。1点目は会議録は要点筆記とさせていただき、2点目は発言された委員のお名前はA委員、B委員というように記載をさせていただきたいと思います。3点目は会議録の確認方法につきましては会長及び副会長に確認をしていただき了承を得てから会議録として公開させていただきたいと思います。

会長 只今事務局よりご説明がありましたが何かご意見のある方ございますでしょうか。例年通りの形式だと思います。事務局のただ今のご説明に関してご異議のない方は挙手をいただきたいと思います。

《挙手多数》

会長 それでは挙手多数でありますので本協議会の会議録については要点筆記とし発言した委員の氏名は記載しないこととします。会議録は会長及び副会長の了承を得て公開することといたします。なお、第1回の全体会の会議録は本日配布しておりますのでご確認ください。

それではまず全体会の協議の議題の方に進めさせていただきたいと思います。まずレジュメの市の障がい福祉にかかわる状況とうことで、①瑞穂市障がい者総合支援プランの策定についてとうことで。これは事前に皆様方のお手元の方に郵送させていただいたものこちらの方とこちらが②瑞穂市障害福祉計画（第4期計画）に関わる実績値の報告についてとうことでちょうど3年目とうことで今年度が最終年度になります。この市障がい者総合支援プランの方でもそれを含めた形の報告が入っておりますので①と②はそれぞれ関連しますので一括議題として事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

事務局 《議題1の①、②について説明》

会長 ありがとうございます。まず総合支援プラン（案）について、何か全体でご意見とかご質問等ありますでしょうか。

A委員 ちょっと気になったところですが、19ページに成年後見制度利用支援事業。これは計画値1で実績は0ですよね。それから母数というのは瑞穂市全体で0なんですか。それとも障がい者に限っての利用が0なのかあるいはたまたまそういう支援事業の利用が0なのか。民間でとうか弁護士さんなり個別でお願いしてや

っている数値は把握されていないのか。必ず届けが出るのであれば数字が0ということですね。だから母数を知りたいということと、それで0ということであればこれは切実な制度だと思うのですけれどもどうしてこれが0になっているかというのが不思議ではないのですけれども、そこに何か大きなハードルがあってこれで0になっているのですというところが非常に気になるのですけれども。資料があったら説明願いたいです。

事務局 成年後見制度利用支援事業のこの計画値1、実績値0というのは市長申し立てなどの市で行う成年後見ということで、実際に任意後見ということでそれぞれのご家族さんとか個人さんで瑞穂市内で後見人をつけていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるかと思います。ただその全数については市の方では把握しておりません。この成年後見制度利用支援事業、瑞穂市の市長申し立ての要綱がございましてその対象になる方が二親等内親族がいないとか本人に様々な弁識能力がない、あるいは経済的な生活状況ですとか、あとは四親等内の親族さんの保護の可能性とかさまざまな要件を総合的に配慮して申し立てるという状況になっております。基本的にはここに上がってくる可能性のある方としては障がい者の方か高齢者の方、障がい福祉の分野ですとこの地域生活支援事業の必須事業ということになりますし、高齢福祉の分野におきましては任意事業ということで同じ制度がございまして。例えば、想定されるのは高齢者の方ですと認知症でご家族も他界されてしまって二親等親族がいない、本人も弁識能力がない、経済的にも非常に困窮しているという方に、必要が出てきた場合に市長が申し立てをして後見人をつけるという形になってくるかと思います。今のところ高齢福祉では実績がありません。障がい福祉の分野におきましても、何とかご家族、二親等内の親族あるいは四親等内の親族等が申し立てということで実施をしている、繋げているということが現状でございまして。今のところ瑞穂市においてはそこまで至っていないと言いますか、その利用実績がないというのが現状でございまして。

A委員 大変よくわかりました。もう1つちょっと嫌なことを聞くんですけども、よその市町でもどうですかね。今おっしゃられたことだといろんな事情があつて福祉部長さんが決定を出さないといけないような方に限られての数字だと私は理解したんですけども、逆に言うと0でいいかもしれませんね。わざわざ行政に出さなくても個別でやっているわけですから。ただ他の市町でこういうことを細かいところまでやっているかどうかにも気になるんです。瑞穂市だけ0ということだと何かハードルが高いところがあるんじゃないかという気がしないでもないんですけども、どうですか。

事務局　たとえば正確な数字は把握してませんが岐阜市、大垣市でざっと、過去3年の市町村申立て件数で20件程度だったと思います。高山市は数件という状況です。岐阜圏域で実績がないのは瑞穂市のほか数市町というところですが、本当に必要な方がいらっちゃって、その方へこの制度の適用ができていないということであれば、障がい福祉担当として問題であると思いますし、この制度を活用せずとも任意後見などでつながって、必要としている方がいらっやらないのであれば、それは逆に幸せなことかなとも思います。いろんな考え方ができるかと思います。市の方としても必須事業に位置付けの事業として、今後活用方法について研究を進めてまいります。くらし部会でも講師をお招きして勉強をしたところですが、適用できる方については適切な制度の適用ということで進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

A委員　わかりました。

会長　ありがとうございました。他どうでしょうか。ここが気になるとかいろいろご意見、はいどうぞ。

B委員　すいません内容のことではないんですけども、70ページなんですけどこちらはたまたま印刷の具合ということですよ。

事務局　体裁等整えます。

会長　ありがとうございます。では少し支援プランの方を見ていきたいと思いますが、第1章の計画策定にあたりましては今回非常に法令改正がたくさんありました。それに対して国の方の施策も含めてですが、それに合わせた障害者計画、障害福祉計画の策定ということできずと見ていただきまして、今回大幅に変わりましたのは6ページ、7ページのところで、以前は障害者計画は10年計画だったんですが、スパンが長いということで今年度はちょうど9年目になります。それで前倒しをしまして障害者計画の長期のものと3年間の障害福祉計画、これが現在4期です。これともう1つ児童福祉に該当する障害児福祉計画が第1期ということで新たに入ってきております。第4期までは障害児福祉計画は一応参考ということで今までデータを見ていただいたと思いますが、その3つが包括されまして、今後は3年ごとの見直しになります。これがちょうど8ページのところが概略となっていると思います。それに岐阜県の方では岐阜県障がい者総合支援プランがパブリックコメントを受けてすでに案として出てきております。それも踏まえて今回瑞穂市の方の総合支援プランが立ち上がっております。

第2章の方の瑞穂市の現状がちょっと先ほどもご質問がありましたがいかがでしょうか、9ページ10ページ、それで11ページの(5)難病患者の状況というのがありますが、障害者総合支援法の中で難病患者に対するサービスを提供するということもあり、この認定患者数のデータが入っております。あと障がい児の状況と、メインでは障がいのある人の就労状況というところでこの現状につきましてはいかがでしょうか。何か追加した方がいいとかその辺についてわからないところとかございますでしょうか。パブリックコメントでご意見がございましたけれどもこれはまた後ほど一括して協議したいと思います。

それで15ページのところが現在進行中の第4期障害福祉計画の実績になります。29年度は実績見込みですがほぼおおむね増加傾向にあると思います。17ページの居住系サービスの方は施設入所支援が若干減ってきております。これは地域移行の関係ということで少しずつ減少というか減ってきているという状況です。

あとは相談支援それから18ページが障がい児支援、障がい児支援の方は放課後等デイサービスが非常に実績値が増えております。19ページは地域生活支援事業ということで先ほど成年後見制度利用支援事業に質問がございました。これは今後、制度的に運用方法等検討し、充実させていただくということでこれは30年度以降の大きな課題だと思います。20ページ21ページまで実績となっています。特に障がい児の放課後等デイサービスですかね、これが非常に計画値が29年度計画値が400に対して実績見込みが900ということになっています。何かご意見ありますでしょうか。

C委員 私どもの療育に通っているところは、週1回の利用で地域の保育園や幼稚園に通いながら週1回で療育を受けているのですが、学校に通うようになるとお母さんの思いプラス父兄の方のお話を聞かれて通常学校に通っているけれど月十何回放課後等デイサービスの決定が下りたとか、その利用の回数ですね。常勤の保護者が働いていて地域の放課後等デイサービスに行けないケースは支援学校でお世話になっている子供たちは余暇活動も限られてきますので回数が多いのは本当に大事だと思いますが、地域の学校に通っている子供たちの支給の回数ですね、その辺について相談の決定だけでいいのかもしれないかもう一度それを精査するような部署があった方がいいのかということは大変になってくるかなと思います。本巣市は10回か12回か、何か制限があるようです。地域の学校に通っている子供たちについては多くて何回という上限を設けているようで、それに対する苦情も来るようですが、どんどん保護者に聞くと放課後等デイサービスの方からもっと入れるよというアドバイスもらったのでもっとできるなら、加えて保護者負担上限が4,600円ぐらいなのでいくら使っても保護者は4,600円払えばいいのだと聞いたとかですね、あとは私たち一部上限管理をやっているところがあるんですが、私たちはだいた

い月に多くて2千いくらで市町からのお金も2万から3万ぐらいの負担だと思っ
んですが、15万、18万など上限管理の額が私たちの方に送られてきます。お兄ち
ゃんが使っている額がそれだけある。こんなに使っているのと事務や相談の者は
言っていますが、ただ保護者の1人ひとりのニーズは異なるので本当によく言わ
れるのは18歳までは放課後等デイサービスは使えるんですね。18歳以降どこにも
行けるところがなくて18歳までは放課後等デイサービスを利用しているけれど、
18歳を過ぎたりすると余暇活動がほとんど今のようなサービスを受けるようなこ
とがなくなることを考えると、学校で教育を受けられる環境の中でどのくらい療
育が必要で本当にお預かりしたいならレスパイトという機能の日中一時みたいな
ところが本当は合うのかもしれないし、その辺の整備というものがとても大事に
なってくると思います。私たちのところで働いていた職員が大垣市で今その支給
を希望された人の審査みたいなものを設けて、そこで何人かでこれはちょっと多
いんじゃないかという審査をしているということを知りました。それがいいのか
どうかというのは分からないのですが、本来療育を受ける放課後等デイサービス
の内容や回数については精査するような場所というのは今後必要になってくると
感じています。

会長 ありがとうございます。本当はかなり急激な増加になっておりますので4月
以降、報酬単価が若干減るんですよ。だから安定したあるいは充実したサービ
スが継続できるようにということでこのあたりは課題かなと思います。いかがで
しょうか。27、28、29年度第4期計画については何かご意見等ございますでしょ
うか。

それではアンケートの方が22ページの方にございます。これも抜粋で概要とし
て記載いたしました。昨年度の平成29年1月から2月にかけてほぼ瑞穂市の障が
いのある方の全数、悉皆調査ということでアンケートを行いました。ちょうど回
収率は約50%ということで、半数の方から回答を得ております。細かいアンケ
ートについてはこれは瑞穂市のホームページの方にもアップされておりますので見
ていただければと思います。このアンケートにつきましては何かご質問とかご意
見等ございますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

D委員 25ページです。前回も言ったと思うんですけども、③の今後利用したいサー
ビスについてという質問がありまして、ここの中でサービスの内容、居宅介護が
あり、上から順番にずっと見ていきまして一番下のところに利用しない（分から
ない）というところがあります。これはやっぱり分からない、サービスが分から
ない。ではどうやってそれを分かるようにした方がいいのかというようなところ
で、やはりアンケートというのは、いくつか大事な示唆をもらえるとと思います。

分からないということと利用しないということと同じカッコで分からないとなっているのでその点はやはりここに目をつけていくべきじゃないかといつもアンケートを見るとその辺をよく思いますので。

それと日中一時支援という、分からないの4つ上にあるんですけどもC委員さんのお話でも日中一時支援の話はちょっと出ましたけれども、これはどこで展開されているのでしょうか。

C委員 E委員さんに後でお願いしますが、私たちの子供たちはあじろ診療所の中のひめゆりというところがあるんですが、そこの中の2階に日中一時支援事業所があって兄弟の参観日に出かけなければならない時に子供を預けるところ。お母さんたちも私たちも預かるので事務所の者としては危険のないように見ているというサービスというのを聞いているので何か療育的なアプローチを受けるというよりは子供を見てくださるというように保護者はとらえているように思います。

E委員 日中一時支援事業については近隣だとひめゆりさんだとは思いますが遠くでもご利用されるということであればひまわりとかの第一学園さんが短期入所と共にご利用されている方がお見えになるかなとは思っています。根本的に放課後等デイサービスと日中一時支援事業の違いとすれば、放課後等デイサービスは個別支援計画を立てたうえでの療育支援事業であって、日中一時支援事業は今C委員さんが言われたように余暇活動の場というか、本来のお預かりの場所という形ですので安全に過ごす場所というだけなので根本的にはその場所で過ごすということになるので放課後等デイサービスとは全く違うということもありますし、もちろん地域支援事業等県のサービス事業で障がい児支援サービスとの違いはあるかと思いますが、その辺のサービスの併用の仕方というのは先ほど本巢市さんの例が出ましたけれども、地域の小学校の方については10日間までと聞いていますので、それ以外の方については国も言っているように日中一時支援事業を利用してくださいということですので、その辺りの住み分けということが今は言われていることだと思います。

D委員 するとここの、ひまわりだとかひめゆりさんを使っているということはこの数字は正しいんですか。

C委員 そうですね。

D委員 はい。ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。確かに利用しない（分からない）というのは、本来は内容が違いますので利用しない場合は良いですが、分からないというところの問題点はちょっと提示していかないといけないと思います。先ほど日中一時支援とかについては、後ほどくらし部会から報告があると思いますが、『障がい福祉の手引き』というものをもう間もなく発行されるんですね。この中に障がい福祉サービスで日中一時支援というちょっと簡単な内容なんですけど、解説があって連絡先の方は福祉生活課の方になっております。いろんなサービスがあってわからないという場合はこういう手引きとかいろんな形で啓発していけば少しずつ普及啓発が進むのかなと思います。瑞穂市としてはまとまったかなり詳しい手引きなのでこういったものをいろんなところで活用していただければと思っております。

アンケートについては他にいかがでしょうか。それを踏まえまして計画の考え方ということで37ページのところで基本理念と基本目標、39ページのところが施策の体系ということになります。これは基本的には障害者計画、10年計画だったものがそのスパンが無くなりまして、第2次障害者計画としての位置づけになります。基本理念、基本目標の分野の推進施策ということですと記載があります。40ページ以降が第2次瑞穂市障害者計画になっております。これによりまして事業名がある程度上がってきますので具体的に施策予算がついて実行していくという形になると思います。40ページから61ページまでが事業それぞれに合わせて事業名と概要を記載しております。漏れないように広く、いろんな事業名をあげさせていただいております。よろしいでしょうか。それでは62ページのところから第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画、障害児福祉計画が今回新たに組み込まれてきたと。これについては具体的な数値設定をしていかなければならないですので。国の基本指針が書かれております。それを基に市町村ごとに策定していくということになります。64ページからが具体的に成果目標が上がってきております。第5期計画の方に関しましては30年31年32年ということで数字を皆さん方に見ていただきましていかがでしょうか。あとは見込み量の算出の考え方、それから見込み量確保に向けた具体的な方策を練っていただいたのがア、イ、ウ、エということで。この流れでそれぞれ計画を作成していただいております。はいどうぞ。

A委員 56ページのすべての人にやさしいまちづくりということで非常にこのコンセプトというか瑞穂市はこのようにやっていくということで非常に納得できる部分が多いんです。とくに最後の3行のところにも前回も私が指摘してここへわざわざ入れていただいたと思うんですが、避難行動要支援者登録制度のための体制づくりの充実を図りますということで、その前の行でアンケート調査の結果を見るとそういう名簿に登録していない人は8割となっております。知らない人もたくさん

見えるということで僕の言ったことをわざわざこういう文章にさせていただいてありがとうございました。もう1つ申し上げたいのは具体的にどうしていくんですかということですが、それは主にこれからしていくところなんです、前回ちょっと申し上げたことあると思いますが、手を上げる方式じゃなくて名簿で行政の方が自動的に呼んじゃって、それは一方的に支援をしちゃうというようなことを言われたんですがそれはよろしいですかね。名簿作りにおいて前は手を挙げた人を名簿にしたよと。そうすると知らないと手をあげない人がいるのでそれぞれ聞くよりもとにかく該当する人は名簿を作っちゃおう、それで関連部署へその名簿を配布するんだというようなことでご回答があったような気がするんですがそれでよろしいでしょうか。

事務局 はい、A委員さんおっしゃる通り以前は手挙げ式だったものが、今は災害対策基本法の改正により自治体はその名簿を備えなくてはならないとなりましたので基準を定めて高齢者の場合、介護度いくつ以上、手帳でしたら何級以上という方をすべて網羅的に拾いまして名簿は既に作成してある状態です。災害時につきましてはその名簿をもとに避難支援者の方に情報を提供してご本人さんの救助等にあたるわけですが、やはり自治会長さんとか消防署の方とかいざ大きな地震とか災害が発生した際に、全ての人のもとに支援に行けるわけではないのが現状ですので、そのためには58ページにございますが、58ページの下から6つ目の避難行動要支援者の実態把握ということで最後の方、自力避難が困難な障がいのある人の把握に努め、個別計画の策定を推進しますということで今現在ご本人さんの同意を、同意しますか、常日頃から支援者の方に情報提供していいですかという同意をするかしないかの文書を送って回答をまとめたところで、対象者の方に送って返答があったのが6割ぐらいだったのではないかと思います。その6割ぐらいの方のうち9割ぐらいの方が同意しますというお返事をいただいております。その同意しますとおっしゃられた方につきましては今後関係機関と連携をして今後それぞれどのようにご本人さんの救助、支援にあたるかという、この個別計画の策定を今後順次進めてまいります。防災担当の総務課を中心に関係課連携して順次進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

会長 よろしいでしょうか。ご質問ありました56ページの災害時の対応ということと58ページのところに②で防災・防犯対策の充実ということで事業名があがっております。この内容で市の方がしっかりと対応していただければと思います。

他、ご質問等ございますでしょうか。第5期と第1期の計画の中で数字等ご質問等ございますでしょうか。特に問題なければ計画の推進というところでこれは特に大きなところはないんですが、82、83ページのところで、この瑞穂市の障害

者自立支援協議会の役割が明示されてきております。この後の時間で少し議論したいと思いますが、もう少し要綱も含めて具体的にどのような活動をしていくかということも、この新プランの中で検討していかざるを得ない状況ですのでこのあたりもいかがでしょうか。84 ページのところも組織図が入っておりますが、ここに関しましてはご意見いかがでしょうか。直接この協議会に関わるところでございます。

最後、89 ページ以降は用語の解説というのをに入れていただいております。よく出てくる用語とかちょっとわかりづらい用語を用語解説ということでいくつか出ておりますが、この内容についても各委員の皆様方見ていただきまして内容の違いとかあるいはここにない用語でぜひこれが必要ではないかというのがありましたら事務局の方にご連絡をいただけたらと思います。94 ページまであります。ぜひご提案いただければと思います。

D委員 切れ目のない支援の仕組みづくりというところですけども、50 ページに出てきます切れ目のない支援・仕組みづくり、それで今の84 ページの組織図の中の子ども部会さんの中でも途切れのない支援ということで、同じことだと思うんですけども、具体的にこれは仕組み作りの場としてはC委員さんにお聞きするんですけども、どんなことなのでしょう。

C委員 子ども部会の代表をしておりますが、なかなかうまくまとまらず今年度から、また後から報告をしますが、それぞれの関係機関がどんな業務をしているかとか、そんなことを紹介し合う勉強会的な要素です。以前から切れ目のない支援とよく言われていて私たちで言いますと保健センターから療育センターに行きます。療育センターから最近では相談支援専門員の方が入り、放課後等デイサービスに行くなり、あるいは支援学級に行くなど、その情報を繋げていくということになるのですが、形となるものがないということがあります。昨日、瑞穂市にも特別支援教育連携協議会というのが行われたんですが、それぞれの教育の分野の方々とかいろいろお話をしていたときにそれぞれは一生懸命やっているんだけど知らなかったりその子の特性や保護者の考え方もあまりわからなかったりして、うまくいく場合もあるし、ちょっと失敗してしまうこともあったりするということもあり、今後支援のつなぎ方ですね、途切れのない支援をしなくてはいけないという思いはそれぞれあるけれど具体的にどんな行動に起こしていくかということ昨日ちょっと話し合われることがありました。今年度まず私たち療育の立場でつなぐとするならば全く話せないお子さんで幼稚園も途中から通えなくなってセンターだけ通っているケースがあります。そのお子さんについてやっぱり不安が強いので療育センターの職員が学校に出向いて一緒につなぐということ、あるいは私たちが

学校の先生と連携して子供の情報を申し送るということをまずやってみようかなということが話として出ていました。それで学校側もぜひそういうことを繋いでいきたい、そういう例を繋げていけたらいいなという話がありました。すべてのお子さんにはなかなか繋げないとしても何らかの形で私たち療育から学校の支援学級や、支援学校の先生は直接出向いてくださるので支援をつなぐということを学校の方からやっていたのでそこは繋いでやっていますが、地域の学校とのつながりというものをやっぱり見直さなければいけないという話が昨日の中でも出ていましたのでこの自立支援協議会の話で特別支援教育連携協議会の中でも生かしていけたらなと思っています。

会長 ありがとうございます。各部会の部会長さんは本当に毎回、部会活動など、大変だとは思いますが。基本的にはいろいろなところのネットワークを通じてということになるかと思えます。部会の役割等も含めて今後検討していきたいと思えます。

パブリックコメントの実施結果がさきほど事務局より説明がありましたが。最初のご意見で、障がいのある人の就労状況の過去5年分を掲載しますというところはこれでよかったですか。

事務局 5年分の掲載をしようと考えておりますがいかがでしょうか。

会長 5年分の掲載でなくてもいいのかなと思えます。実はほかのところを見ていると平成29年度の実績で報告されているので、あえて5年分じゃなくても他のところは基本的には(6)の13ページは平成29年4月1日現在、或いは5月1日現在の実績で(7)29年の6月と11月の実績値が出されておりますが。過去5年間というのはだいたい不足数は2ぐらいですね。

事務局 そうです。

会長 いかがでしょうか。パブリックコメントでは過去5年分掲載するべきだと書いてあるので5年分で問題なければ5年分掲載していただいても結構ですが、ご意見はいかがでしょうか。

D委員 どういう数字なのかが分からないと。数字は分かりますか。

事務局 分かります。ご意見に対しまして回答が5年間載せていきますとしてあります。今日委員さんのご意見としてこれでいいのか、いまおっしゃられたように現年度

分だけで良いのではないかと、というご意見ならば反映させることも可能です。

会長 5年分掲載していただいてもそんなに差はなかったと思います。

F委員 地方公共団体の障がい者雇用率は国が決められてそれを国の方へ報告することになるわけです。その報告のやり方が、一般企業ですとその障がい者雇用枠というのがあってその労働条件、労働契約をとるときにあなたは障がい者の枠として雇い入れますよということで、またそれによって雇用調整金だとかいろんなものが出てきますからやっているんですが、自治体の場合はその辺の仕組みはどうなっているのか。要するに私は手帳を持っていますと言って雇用の時に宣告しなくてそのまま雇用をされたと、ところがあなたが手帳を持っていることを実際は分かっているよということで数字に上げていっちゃうというようなその辺のところが、微妙な問題があるんじゃないかと思うんですがね、どうなのでしょう。

事務局 国のガイドラインによりますと基本的にはご本人からの申し出といいますか手上げ式で私はそうですということでご了解をいただいて雇用率に算入するという形です。

F委員 手帳の交付をされていても要するに内緒にしまえばその人は障がい者ではないわけですね。

事務局 この雇用率の算定上は人数に加えないということになります。

F委員 そういうことなんですね。でも自治体はそのデータは持っているわけですよ。データというか手帳を発行しているわけですから。

事務局 手帳を発行しているのは福祉生活課で、雇用率については人事担当で業務を行っておりますので、この情報を人事の方に情報提供することはありません。

国のガイドラインに従って、ご本人さんのプライバシーにも配慮した形で算定の方を進めていく必要があります。

会長 来週の月曜日に策定委員会の5回目が開催されます。その時に最終的にはパブリックコメントに対する対応を確定させたいと思います。これは自立支援協議会の中での皆様のご意見をいただければということです。

その他いかがでしょうか。それ以外はパブリックコメントに対して書いてある考え方でとりあえずこちらの支援プランの方は大きな変更等は無しで良いのでは

ないかなと思いますが、皆さん方ご意見いかがでしょうか。

それでは時間の関係上、瑞穂市の障がい者総合支援プランを含めて第4期の計画実績報告についての議論はこれで終了したいと思います。ありがとうございます。

それでは引き続きましてまず議題1の③、④、⑤で、手話講座と第46回耳の日フェスティバル、それから市内の福祉事業所についてのご報告を一括してお願いいたします。

事務局　　《議題1の③、④、⑤について説明》

会長　　何かございますでしょうか。何か追加あるいは質問等ございますでしょうか。資料の4の方の瑞穂市内の福祉サービス事業所の一覧が載っております。1から20までということで、19のグループホームほたるの里瑞穂ということで新しく出来上がった施設ではございますが。いかがでしょうか。特にご質問等ございませんかよろしいでしょうか。

それでは引き続きまして議題の2ということで平成29年度の協議会についての報告をしていただきたいと思います。第2回全体会のレジュメの中で全体会、くらし部会、相談支援部会、こども部会それぞれ開催をしております。まずはくらし部会の報告をくらし部会長さんからお願いしたいと思います。

くらし部会長　それではくらし部会の報告をさせていただきます。くらし部会につきましては第1回が11月28日とちょっと遅くなってしまいました。なぜかと申しますと資料5ということでカラー刷りの表紙だけですけれども障がい者の福祉の手引きというものを昨年から引き続きで作っておりました。これにつきましてはかなりの事務量がありまして手間と時間がかかってしまいましたので開催が遅れました。現在、印刷にかかっております。本来ですとこれが皆さんの手元に本日お届けできると良かったのですが、2月末の納品になっています。また後日配布させていただきます。相談支援部会とともに一緒に作らせていただいたということでございます。

あと11月28日の日はこの手引きの最終の確認とそれから成年後見制度について、研修という形でうちの方の総合相談センターの所長から成年後見についての研修という形でやっていただきました。2回目は手引きが出来上がった時にまたやりましてこの報告と29年度の反省及び30年度の目標というか活動について話し合う予定でございます。以上でございます。

会長　　ありがとうございます。只今のくらし部会についてご質問等ございますでしょ

うか。よろしいでしょうか。それではありがとうございました。

それでは引き続きまして相談支援部会さんよろしく申し上げます。

相談支援部会長 相談支援部会は前回の全体会のあと10月19日に2回目、先日の2月8日に第3回目をしました。第1回目ではその時点の手引きを部会員全員から意見をいただいて検討しまして、第3回目では印刷まで進んだ手引きを確認したほか、来年度みずほバスのダイヤ再編が行われるということで、急きよそれまで検討した事例を会長名義でパブリックコメントに提出しました。

それから瑞穂市の資源を知るという目的で、社協の福祉総合相談センターの所長から生活困窮者自立支援事業の説明を受けました。一応来年度につきましては介護保険との連携という大規模な法改正が行われるということで事業所の職員や相談員と一緒にその法改正の研修というのを検討しているところです。以上です。

会長 ありがとうございました。ただ今の報告につきましてご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは引き続きましてこども部会の方の部会長さんよろしく申し上げます。

こども部会長 こども部会はまず7月13日に昨年出し合った子育てパンフレットをもう一度見直しました。また、今年度どんな活動をしていこうということを具体的に話し合いました。その中でそれぞれ委員同士が顔見知りになったので、それぞれの業務をしっかりと、この業務をこの人という切れ目のない支援をするために、どんな業務をされていてどんなことをこの人につなげばいいのかというのを確認し合うために。第2回は9月29日、本日もお越しいただいていますE委員から障がい福祉サービスについてという資料を基に、自分たちがそのサービス内容を知ろうということでその勉強会をしました。そして1月26日には子ども相談センターの方をお願いして、当日上司の方もお見えになってくださって、『療育手帳について』と『子ども相談センターの業務について』のお話を聞きました。それぞれの委員からは自分が抱えているこの課題は、どこに相談すればいいんだとかそういう話がたくさん出ました。そうやって今年度はそれぞれの切れ目のない支援を目指して、委員の業務をしっかりと知るという機会になりました。

次年度は計画の中にもありますように平成30年度までに医療的ケア児の適切な支援が受けられるようにというお話もありましたので、オーロラという施設がありまして、そこは医療型の発達支援事業所あるいは放課後等デイサービスを行っております。その先生に打診して医療的ケア児についての勉強会や支援の在り方について学んだりしていくということと、先ほどお話しましたように実際に支援をつないだケースの報告会みたいなもの、事例等の報告会等ができれば良いなど

考えております。以上です。

会長 ありがとうございます。只今のこども部会のご報告につきましてご質問等ございませんでしょうか。それぞれ各部会の2回もしくは3回、今年度開催していただきました。本当にありがとうございます。いろんな手引き、あるいはパンフレットの作成も含めて少しずつ、形が見えてきていると思います。また来年度新たにいろいろ部会活動を積極的にやっていただければと思います。以上でよろしいでしょうか。

 それでは今までの議題の中の1, 2につきまして何かご意見等ございますでしょうか。その他として、この4月からまた来期、任期が変わりますので今後の自立支援協議会の在り方も含めて事務局より少しご説明をお願いしたいと思います。

事務局 今後の在り方ということで本協議会は、瑞穂市の附属機関として設置させていただいております。このプランの87ページの方にも附属機関設置条例及び別表を掲載させていただいております。障害者自立支援協議会におきましては担任する事務で、“障害者等の自立を支援するため福祉関係者で連携し支援体制を協議し連絡調整すること”、また、“障害者差別の解消を効果的に進めることについて調査及び審議すること”で委員定数20人以内となっております。2年間の任期です。今回の任期の委員さんにおかれましては3月末で一旦任期が終了となります。また新年度以降、さまざまなご協力をお願いすることがあるかと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。この自立支援協議会の設置要綱がまだございません。事務分担としては、専門部会がくらし部会、こども部会、相談支援部会で各部会の担当内容がそれぞれございます。プランにも国の指針ということで“平成32年度までに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築”、ということで“保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する”という目標ですとか、69ページの、“医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置”ということでこちらは待ったなしでございます。“30年度までに医療的ケア児支援が適切な支援を受けられるよう保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する”、という協議の場の設置について国も指針を示しております。この実現のために市も取組みを進めなければなりません。この自立支援協議会には、医療の方あるいは保健、障がい福祉事業所の方ですとか、また保育・教育におきましては各部会の中で例えばこども部会さんにおかれましては保育所担当あるいは保健師、学校の先生等も関わって連携を進めております。この協議の場について、自立支援協議会を充実、機能強化するという形で要綱等でうまく整理して機能強化を図っていければと考えております。こちらはまた平成30年度以降に、協議会の場で案の形でお示しさせていただきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。自立支援協議会に求められている役割や機能がかなり増えている、あるいは強化しなければならないという部分があります。84 ページのところの組織図は特に大きくは変わっておりませんが、各専門部会がくらし部会、子ども部会、相談支援部会で、分担の内容はそれぞれ書いてありますが、この内容も含めて来年度以降、機能強化、充実できればと思います。

F 委員 この自立支援協議会のあり方について会長が前回もおっしゃいましたが、ある種、チェック機関、それから計画等の進捗管理機関としての機能を果たさないとこの自立支援協議会にはならないというご発言がありまして、全く私は同感であります。そのチェック機関というのは何かとですが、障害者総合支援法にこう書いてあります。第 89 条の 3 ですが、第 2 項で“協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの”ということですから、発案もしていかなければいけないわけです。今の行政だと各種サービスについてこうした方がいいねという発案をしていかなければいけない。そうするとどういう体制が良いのかと考えていきますと、今の支援プランの 84 ページのこの組織図で個別支援会議というものがございます。図の右の方の中間に、ここの機能を強化することによって個別のテーマ、いろいろ障がい者の周りに起こることというのは 100 人障がい者がおられれば 100 通りあると思うんですよ。その 100 通りの個別の案件についてこれはサービスの怠慢があるんじゃないかと、切れ目があるんじゃないかということをお我々がチェックしながら、ではそれに対してどうしたらいいのかというようなことをここで協議、発案をしていく。そのためにはやはりこの場所へ個別の案件が出てこない、その活動へつながらないと私は感じます。ですからあらゆる今の障がい者福祉の最前線で関わっておられる方がここに出てきておられるわけですから、その最前線の方々が個別の案件をここへ出していただくことによって新たな発想なり新たな制度、サービスが出てくるように思いますから特に問題事例の個別案件についてしっかりここで出していただくのがいいのかなと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。今のご意見もありましたが個別支援会議と各種専門部会とは連携ということになっているんですが、今のところ十分な連携ができていないのかなと思います。これは先ほどのパブリックコメントでも少し出しましたが、瑞穂市の場合、個別支援会議の開催がどうしてもちょっと遅れるということが記載されていましたが、一番重要なところの支援会議

になりますのでそことF委員さんが言われた部会なりで情報を共有しながら少し問題点を整理できればと思います。82ページのPDCAサイクルのチェック機能と計画の改善というアクト、そこの2つが特に自立支援協議会の大きな役割にもなります。この辺がどうしても、障がい計画は3年計画になりますので、自立支援協議会の任期が1期2年ということでそのあたりも踏まえて、87ページのところに瑞穂市附属機関設置条例が資料と出ております。別表のところ87ページの2つ目のところが瑞穂市自立支援協議会に関連する事務、それから委員の定数、それから委員の任期が2年というところになります。先ほど事務局から部会の皆さんに運営に関する要綱がないでするのでその要綱を含めて特に委員の任期の方ができれば3年に改正されると非常にいいのではないかと思います、ぜひ来年度に向けて検討していただきたいと思います。基本的にはぜひお願いできればと思いますが、法律も変わってきておりますので来期は少し委員の選択を検討していただければと思います。

F委員 日本障害者リハビリテーション協会という財団法人が発行しています自立支援協議会の運営マニュアルというのがあります。非常にページ数が多いものですが、これにこの自立支援協議会の運営はこのようにすると効果的だねということがたいへん示唆に富んだ内容がたくさんありますのでこれはぜひ参考にさせていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。これはホームページにも掲載されています。平成20年3月発行ですが参考になるとと思いますのでぜひよろしくお願いします。

それではこれで終わりたいと思います。本日の会長の任務はこれで終了させていただきます。議事進行がスムーズにできましたことを感謝申し上げます。

事務局 会長を始め委員の皆様には、長時間にわたり、審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、本日の協議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。